契約関係事務調査委員会の調査報告書に関するお知らせ

当センターでは、昨年 6 月の職員逮捕を契機として、効果的な再発防止策を講じていくために必要な契約関係事務に関わる更なる調査及び実態把握等を行っていくことを目的として、同年 8 月に「国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約関係事務調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を、外部委員にも参加いただく形で設置しました。

今般、調査委員会より調査報告書が提出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当センターといたしましては、今回の事態を重く受け止めるとともに、調査委員会からの提言を十分踏まえて、再発防止に万全を期してまいります。

令和 5 年 3 月 31 日

国立研究開発法人国立国際医療研究センター
理事長　國土　典宏

記

1　調査委員会による調査結果の概要

○　契約業務担当職員について、法令又は国立研究開発法人国立国際医療研究センター役職員倫理規程に違反する対応は、把握されなかった。

○　一部の契約業務担当職員と取引業者等との間に「気やすい関係」が存在したことが推測される内容のメールや、所定の契約業務の手順等との関係で不適切な内容のメールが複数件確認された。

○　契約業務担当職員の間で、コンプライアンスを徹底するための研修の受講状況に、差があることが把握された。「みなし公務員」であることの認識を高める努力を組織全体で行う必要性が認識された。

○　当センターは、経費の節減の努力を迫られる一方で、公的研究費を受けて行う研究事業を多く抱えており、そうした研究費については、物品や役務の調達に強い時間的な制約がかかるため、契約業務担当職員が強いプレッシャーにさらされている状況が認識された。

2　調査委員会からの再発防止策の提言の概要

（1）コンプライアンス研修の強化について

ア　職員が採用された際だけでなく、特に契約業務担当職員については定期的に行うべき。

イ　研修の内容については、今般の不祥事や類似の事案を具体的に紹介し、コンプライアンス意識が緩むと容易に発生する可能性がある問題であることを職員にしっかりと認識させる内容とし、マンネリにならないようにする必要。

ウ　特定業者と懇意な関係を築いてしまうリスクのある職員は多様に存在するため、コンプライアンス研修は、契約業務担当職員に限定せず、幅広い職員を対象として実施すべき。

（2）取引業者への対応について

ア　職員と取引業者と間でメールでのやりとりを行う場合は、CCに必ず上司を含めるとのルールを徹底すべき。

イ　取引業者との打合せは、必ず複数の職員で対応し、他の職員が視認できる状況で行うことを徹底すべき。

ウ　私用のメールアドレスや SNS を用いて取引業者とやり取りすることを禁止すべき。

（3）契約業務手順について

ア　契約業務担当職員については、コンプライアンス研修だけでなく、着任の際に契約業務手順の研修を、職員間の引継ぎという形でなく、組織的に実施すべき。

イ　随意契約での調達が認められる案件に関し、極めて少額な調達に関するものまで複数の取引業者から見積書を徴求することを原則とする扱いは、職員に過度な負担となっている可能性があり、工夫の余地がないか検討すべき。

ウ　年度末近くに緊急対応を求められた研究など、やむを得ずタイトな日程で進めなければならない契約については、手続きのスピードアップに資するよう運用上の工夫の余地がないか検討すべき。

（4）職場環境・監督体制について

ア　職員のモチベーション向上のためにも、縦横共に風通しの良い組織となるよう工夫すべき。

イ　短期間で取引件数や取引金額が急増している取引業者、長期間にわたって同一取引業者が落札している契約などがないかを第三者がチェックする体制の構築を検討すべき。

ウ　発注した部署が検収を行わないように、納品検収を担当する部署の設置や当該業務の外部委託について検討すべき。

（5）人事について

ア　取引業者との不適切な関係構築を回避するために、比較的短いスパンでの配置転換を行うべき。

イ　特定の職員に業務が集中していたり、特定の部署が業務過多になっていたりする傾向が看取されたため、人員の増強や業務量の平準化を図ることを検討すべき。

（6）内部通報システムの活用について

ア　内部通報システムについて、職員に対し窓口のアナウンスを頻繁に行うと共に、通報者の秘密保持の観点から信用されるものとすべき。

イ　定期的に担当職員に対しアンケートを実施することにより、早い段階での内部通報を促すとともに、そのアンケートの末尾に、必ず内部通報システムの窓口（特に、組織外の通報窓口）のアナウンスをするといったことも検討すべき。

（7）契約業務手順やコンプライアンス意識を不断に改善していくための取組みの継続について

ア　この再発防止策の提言の実現・検討状況について、定期的にフォローアップすべき。

イ　例えば毎年６月第１週を契約不正防止強化週間などと定め、理事長から全職員にメッセージを発信するとともに、関係者に研修や注意喚起などの取組を実施することを検討すべき。

ウ　他の組織（国立病院機構など）の契約業務担当部署との情報交換等を通じて、契約業務手順や研修をより良いものにしていく努力を不断に行っていくべき。

（参考）

国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約関係事務調査委員会の概要について

１　主な委員

委員長　　竹林　経治　　理事長特任補佐（コンプライアンス室長）
副委員長　　武井　貞治　　企画戦略局長（企画経営部長）
外部委員　　笠井　直人　　笠井総合法律事務所弁護士

２　調査委員会の設置日、開催回数及び調査報告書の提出日

設置日　：　令和 4 年 8 月 2 日
開催回数　：　14 回
報告書提出日　：　令和 5 年 3 月 22 日

３　調査委員会が採用した主な調査手法

○　デジタル・フォレンジック技術を活用した契約業務担当職員のメール調査
○　契約関係事務に係る再発防止策等についてのアンケート調査
○　契約業務担当職員のヒアリング調査